

虐待防止法のその他の内容

調査研究	国は虐待の事例分析を行い「虐待への対応方法」「適切な用語の方法」の調査研究を行う。
財産上の不当取引による被害の防止	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村又は財産上の不当取引を防止するため相談に応じ、もしくは消費生活の関係機関を照会する。○ 市町村長は、被害を受け、又は受ける恐れのある高齢者について成年後見制度の申立を行う。
成年後見制度の利用促進	国・地方公共団体は、虐待防止、虐待を受けた高齢者保護、不当取引による被害の防止・救済のため、成年後見制度の利用促進に努めなければならない。
罰 則	<ul style="list-style-type: none">○ 虐待に関する秘密の漏洩(委託業務の受託者)……一年以下の懲役又は百万以下の罰金○ 自宅等の立入調査への妨害等……三十万以下の罰金